

第 1 回

（仮称）加古川市手話言語及び 障がい者コミュニケーション促進条例 検討委員会

議事録

日時：平成 28 年 6 月 15 日（水）午前 9 時 30 分開会

場所：加古川市民会館 会議室 3

1 開会

- 事務局 定刻となりましたので、第1回（仮称）加古川市手話言語及び障がい者コミュニケーション促進条例検討委員会を開催いたします。

本日は公私共にご多忙の中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

私は、本日の司会を担当いたします、加古川市 福祉部 障がい者支援課 地域生活支援係の前田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

現在の委員の皆様の出席状況につきましてご報告差しあげます。委員全9名にご出席いただいております。

2 委嘱状の交付

- 事務局 続いて、委嘱状の交付に移ります。任期は、本日、平成28年6月15日から業務終了の日までとなります。

会場が狭く、大変申し訳ございませんが、机の手前から委嘱状をお渡しさせていただきますが、ご了承ください。

それでは、市長が委員の皆様のお席に順に参ります。どうぞよろしくお願いいたします。

【委嘱状の交付】

3 市長あいさつ

- 事務局 続いて、加古川市長より、一言ごあいさつを申し上げます。

- 加古川市長 みなさん、おはようございます。加古川市長の岡田

康裕でございます。下手な手話で申し訳ありません。

本日は、まだ仮称ですけれども、加古川市手話言語及び障がい者コミュニケーション促進条例の検討委員会に、こうしてご参画をいただいております、本当にありがとうございます。

本日お集まりの皆様には、日ごろから市政各般、特に、障害福祉行政におきましては、格段のご理解とご協力をいただいております、この場をお借りいたしまして厚くお礼申しあげます。本当にありがとうございます。

皆様がすでに一番ご存知でいらっしゃいますけれども、この4月から障害者差別解消法が施行されております。加古川市といたしましても、この法律の施行を契機にこれまで以上に、障害を理由とした差別的な取扱いの禁止、又は合理的な配慮の提供、これをしっかりとできるように、今一度自分たちの身の回りも点検をしながら、皆様の声をいただいて、改善を図ってまいりたいなというふうに思っている次第でございます。この検討会を通じまして、手話をきちんと言語として位置づけることはもちろんのことながら、点字ですとか、音訳ですとか、そういったコミュニケーションのための手段の利用促進をしっかりと図っていくことを通じまして、目指すべき地域包括ケアシステムの時代にふさわしい共生社会の実現を、市としても、しっかりと目指してまいりたいと思っております。

本日お集まりの皆様には、それぞれのお立場から、ぜひ忌憚のないご意見をいただきまして、他の地域のモデルになるようないい条例ができますことをお願い申しあげたいと思っております。

最後になりましたが、皆様のますますのご健勝にての市内さまざまな分野でのご活躍をお祈り申しあげまして、一言のあいさつとさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。あ

りがとうございます。

○事務局 ここで市長は、他の公務のため退席いたします。

なお、本日の委員会は公開で行うこととしておりますので、傍聴者に入室していただきます。

4 自己紹介（委員・オブザーバー・事務局）

○事務局 事務局 前田です。

続きまして、本日ご出席をいただいております委員の皆様を順にご紹介させていただきます。お名前をお呼びした方から順にご起立願います。

兵庫大学生涯福祉学部 教授の杉山 貴要江様でございます。

○事務局 加古川ろうあ協会 会長の水田 俊子様でございます。

○水田委員 水田です。よろしくお願いします。

○事務局 加古川中途失聴・難聴者協会 会長の脇本 廣司様でございます。

○脇本委員 脇本です。よろしくお願いします。

○事務局 加古川市視覚障害者福祉協会 会長の山本 博昭様でございます。

○山本委員 山本です。よろしくお願いします。

○事務局 加古川市手をつなぐ育成会 会長の澤田 きみよ様でございます。

○澤田委員 澤田です。よろしくお願いします。

○事務局 手話サークルしゅわっち 代表の川添 雅史様でございます。

○川添委員 川添です。よろしくお願いします。

○事務局 加古川要約筆記たんぽぽ 代表の永井 智代民様でございます。

○永井委員 永井です。よろしくお願いします。

○事務局 点訳グループあゆみ 代表の船越 福代様でございます。

○船越委員 船越です。よろしくお願いします。

○事務局 朗読ボランティアグループさざなみ 代表の橘 美恵子様でございます。

○橘委員 橘です。よろしくお願いします。

○事務局 次に、本委員会オブザーバーであります、公益社団法人
兵庫県聴覚障害者協会 事務局次長 兼 兵庫県立聴覚障害者情報センター 所長の嘉田 眞典様でございます。

○嘉田オブザーバー 嘉田です。よろしくお願いします。

○事務局 嘉田オブザーバーには、本委員会において専門的な見地から、意見や助言をいただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

次に事務局を紹介いたします。田井福祉部長でございます。

○福祉部長 田井でございます。よろしくお願いします。

○事務局 井部福祉部次長でございます。

○井部福祉部次長 井部でございます。よろしくお願いします。

○事務局 植田障がい者支援課長でございます。

○植田障がい者支援課長 障がい者支援課長の植田でございます。よろしくお願いします。

○事務局 同 福本担当課長でございます。

○福本担当課長 自立支援担当課長の福本でございます。よろしくお願いします。

○事務局 同 加藤副課長でございます。

○加藤副課長 障がい者支援課副課長の加藤と申します。よろしくお願いします。

○事務局 同 福原地域生活支援係長でございます。

○福原地域生活支援係長 地域生活支援係長の福原でございます。よろしくお願いします。

○事務局 同 地域生活支援係 手話通訳者の田寺でございます。

○田寺手話通訳者 手話通訳者の田寺です。よろしくお願いします。

○事務局 最後に私、地域生活支援係の前田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の委員会には、手話通訳を東播手話通訳者協会様に、ノートテイクとOHCによる要約筆記を加古川要約筆記たんぽぽ様に、それぞれご協力いただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

5 検討委員会の運営について

○事務局 次に、本委員会の運営についてご連絡いたします。

まずは、本日の会議資料について確認させていただきます。

委員の皆様には先日お配りしております資料となっております。本日お持ちでない方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、確認のほうに入ってまいります。まず、次第。次に、資料1としまして、委員名簿、本委員会の設置要綱を記載しております。

続いて、資料2としまして、本委員会でご検討いただく条例の制定に向けた考え方をまとめた資料でございます。

続いて、資料3としまして、関係法令や手話言語条例等の制定状況、これは平成28年3月末時点のものでございます。それに、手話言語及び障がい者のコミュニケーション手段に関する条例を制定されている明石市、習志野市、小野市の条例全文、本市の障がい者の現況、関係計画の抜粋、意思疎通支援事業等の実施状況をまとめた資料でございます。

続いて、資料4としまして、昨年度に実施しました、本市の障がい者当事者団体と支援者団体とのヒアリング内容をまとめた資料でございます。

最後に、資料5としまして、今後のスケジュールをまとめた資料でございます。皆様すべてそろっておりますでしょうか。

○事務局 事務局 福原でございます。

私のほうから資料についての簡単な説明をさせていただきます。なお、山本委員に関しましては、事前に資料の説明を口頭でさせていただいております。審議の中で使われるものにつきましては、点字のほうで対応させていただきますのでよろしくお願いします。

では、資料2に関しましては、後ほどの審議の中で使ってまいりますので省略させていただきます。

資料3につきましては、関係法令等ということで抜粋を掲載させていただいております。関係法令につきましては、障害者の権利に関する条約、こちらのほうの定義におきまして、意思疎通、言語、障害に基づく差別、合理的配慮というものが定義されております。この中でも、言語という部分におきまして、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいうということで、手話そのものが言語と

して認められる形になってございます。続きまして、資料 3 の 2 ページをご覧ください。こちらのほうは、日本の障害者基本法ということで定められた法律でございます。その中でも目的としまして、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するという目的が掲げられておりまして、第 3 条の第 3 号、(3) でございますが、こちらにおきまして、言語というところに手話を含むということで手話が言語であることが明確に定義をされました。そして、障害者基本法の基本理念に則りまして、資料 3 の 3 ページ及び 5 ページに掲載させていただいておりますが、目的に、この基本理念に則りまして、それぞれの法律において、障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重して暮らすことのできる地域社会及び共生する社会を実現するということが目的としてうたわれております。これが本条例に関することということで掲載させていただきました。

続きまして、資料 3 の 6 ページ、7 ページ、8 ページをご覧ください。こちらは、自治体におきまして、手話言語条例等が制定されている状況でございます。鳥取県をはじめとしまして、今年の 3 月 31 日までに 47 の自治体で制定がされております。その中でも、6 ページの No.16 の兵庫県明石市、7 ページの No.30 の千葉県習志野市、それから 8 ページの No.45 兵庫県小野市、こちらの 3 つの自治体に関しましては、手話言語だけでなく、コミュニケーションを取り入れた条例になってございます。この 3 つの条例につきましては、資料 3 の 9 ページ以降に全文を掲載させていただいておりますので今後の参考としてご活用ください。

それから、資料 3 の 22 ページ以降、24 ページまでに関しまして、加古川市の障がい者の現況ということで、障がい者の数、手帳の所持者数ということで掲載させていただいております。25 ペ

ージ、26 ページ、27 ページにつきましては、加古川市の計画の抜粋を掲載させていただいております。資料 3 の最後のページ、28 ページになりますが、これは加古川市のほうで行っております意思疎通支援事業の状況をまとめたものでございます。

まず、設置手話の通訳事業ということで、窓口における手話通訳の事業、それから、登録手話通訳、登録要約筆記ということで、手話通訳者と要約筆記者の派遣事業というものを行っております。それから、手話奉仕員、要約筆記奉仕員、点訳ボランティア、朗読ボランティア養成講座ということで、支援者を育成するための事業も行っております。それから、障害者総合支援法の中で定められています補装具費の支給ということで、関係する分を掲載させていただいております。同じく、障害者総合支援法の中で地域生活支援事業として定められております日常生活用具の給付、こちらに関しても今回の関係する分を掲載させていただいております。

続きまして、資料 4 でございますが、本条例を検討するに当たりまして、各当事者団体、支援者団体等からヒアリングをしたものをまとめたものでございます。手話に関しましては、加古川ろうあ協会、本市の登録手話通訳者、手話サークル 2 団体からのヒアリングでございます。要約筆記に関しましては、加古川中途失聴・難聴者協会、加古川要約筆記たんぽぽのヒアリングでございます。点字、音読に関しましては、加古川市視覚障害者福祉協会、点訳ボランティア、朗読ボランティアグループの皆様でございます。あと、ひらがな表記につきましては、加古川市手をつなぐ育成会ということで、ヒアリングをさせていただきました。3 つの質問をさせていただいておりますが、日常生活、社会生活におきましてのそれぞれのコミュニケーション手段の認識の度合いや必要

性、それから日常生活、社会生活の中で感じる生活のしづらさ、3つ目に理解を広め普及していくための課題について、それぞれヒアリングをしたものの結果をまとめてございます。こちら、今後の検討の中で参考になるかと思っておりますのでご覧いただけたらと思います。あと、その他としまして、最後のヒアリングの中でも出ておりますが、学校現場におけるコミュニケーション手段、それから災害時の避難所におけるコミュニケーション手段ということで、ご意見もいただいておりますので、この辺も参考いただけたらと思います。

以上、簡単ではございますが、資料の3と4につきまして私のほうから説明を申しあげました。ありがとうございます。

○事務局 事務局 前田です。

本日、委員の皆様にご覧いただいております資料のほうは、傍聴者にも同様の資料をお渡ししております。こちらは閲覧となりますので、この会場を出られる際には、事務局にお返しいただきますようお願いいたします。

それでは、ここからは、おしております次第にります次第に沿って進めさせていただきます。

6 会長の選出及び職務代理者の指名

○事務局 続きまして、次第の6、会長の選出及び職務代理者の指名となります。まず、本委員会の会長の選出を行います。資料1にございます本委員会の設置要綱第5条第1項の規定により、委員の互選により会長の選出をお願いするものですが、いかがでしょうか。

○事務局 事務局 前田です。

ご意見がないようですので、事務局より推薦させていただいてもよろしいでしょうか。

○事務局 事務局の植田です。

それでは、兵庫大学教授の杣山委員に会長をお願いしたいと考えておりますけれども、いかがでしょうか。ご賛同いただけますでしょうか。

○事務局 事務局 前田です。

ありがとうございます。

それでは、杣山委員に会長をお願いすることといたします。杣山会長、ごあいさつをお願いいたします。

○杣山会長 兵庫大学生涯福祉学部 こども福祉学科の杣山と申します。よろしくお願いいたします。

今回、この条例が制定されるということで、日ごろ皆様方がお考えになられていること、忌憚ないご意見を聞かせていただいて、それを盛り込んだ条例にしていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございました。

それでは、これから会長に進行をお願いいたしますが、その前に設置要綱第5条第3項の規定により、会長があらかじめ職務代理者を指名することとなっておりますので、ご指名のほうよろしくお願いいたします。

○杣山会長 杣山です。加古川ろうあ協会の会長であります水田委員に指名をしたいと思います。

○事務局 事務局 前田です。

会長よりご指名がございましたので、水田委員よろしく願いいたします。

それでは、議事の進行につきましては、杣山会長にお願いしたいと思います。

杣山会長、よろしく願いいたします。

7 審議

(1) 条例制定に向けた考え方について

○杣山会長 杣山です。

それでは、ただいまから、次第の7に入りたいと思います。

(1) です。まず最初に、本条例の制定に向けた考え方などについて、事務局より説明をお願いします。

○事務局 事務局の植田です。

皆様のお手元にございます資料2に基づきまして、説明をさせていただきますと思います。資料2の1ページをご覧ください。

(仮称)加古川市手話言語及びコミュニケーション促進条例の制定に向けた考え方ということで、まずこちらのほうをご審議いただきたいと思います。この考え方を整理することによりまして、皆様に共通理解を図っていただきまして、今後の条例の検討のベースになっていくものと考えております。読み上げるような形で説明させていただきますので、資料をご覧くださいと思います。

まず、条例制定の背景にあることについて説明させていただきます

す。一つ目として、手話が言語であるということについてです。国におきましては、2006年に国連が採択いたしました「障害者の権利に関する条約」を受けまして、2011年に「障害者基本法」が改正されております。その改正された障害者基本法の第3条におきまして、手話が言語であると定義されました。また、地方の動きとしましては、全国すべての自治体におきまして、手話言語法の制定の請願、こちらのほうが採択をされています。また、全国47の地方自治体におきまして、手話言語条例等が制定されているように、手話言語条例の制定の動きというのが、現在、活発化しているという背景がございます。本市におきましても、加古川市市議会におきまして、平成26年9月25日に手話言語法の制定に関する請願が採択されました。また、平成26年度におきまして、第4期障害福祉計画の策定のための審議を加古川市障害者施策推進協議会において行う中で、手話が言語であるということ及び障がい者のコミュニケーションを促進するための条例の制定につきまして、委員のほうから提案が出されました。そのため、障害福祉計画の中で、条例の制定について掲げていくということであります。次に、2番目としまして障がい者のコミュニケーションのための手段を確保することですけれども、先ほど資料の説明でもございましたように、障害者基本法第3条におきまして、すべての障がい者の意思の疎通のための手段の選択の機会の確保と拡大が図られなければならないと規定しています。ですので、手話が言語であることに加えまして、広く障がい者全体のコミュニケーション促進のための内容を盛り込んだ条例にしていくことが望ましいというふうに考えております。

次に、条例制定の趣旨と位置づけについてご説明をさせていただきます。改正されました障害者基本法第1条におきまし

て、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現が規定されています。また、障害者基本法第3条には、すべての障がい者の意思の疎通のための手段の選択の機会の確保と拡大が図られなければならないとも規定されているところです。

障害者基本法が目指す共生社会を実現する、そのためには、障害の有無に関係なく、互いをより深く理解し合うことが最も重要であると考えております。その相互理解を深めていくためには、手話を含みます言語、その他の手段によりまして、相互のコミュニケーションが円滑に行われていくということが必要になってくると考えられます。

障がい者の皆様にとりまして、コミュニケーションのための手段というのは、先ほど申しあげた手話を含む言語のほか、文字の表示でありましたり、点字、音声、触覚、いろんなコミュニケーションの手段があります。それらの手段は、自分自身の意思を表明すること、それから、他者との相互理解を深めることということにとどまらず、ひとりひとりが持つ才能を発揮するためには欠かせないものと考えます。さらに、最近、熊本で地震がありましたけれども、震災等の災害時におきましては、コミュニケーションの手段というのは生命を守るためになくてはならないものと考えます。

そのようなコミュニケーションのための手段の中でも、特に、手話につきましては、日本語とは別の言語体系を持つ言語であるということが障害者基本法にも明記されました。しかしながら、過去において言語として認められず、手話による教育が事実上禁止されてきた歴史がございます。手話を言語として生活されていますろう者の皆様にとりましては、社会生活でさまざまな不便、ご苦勞を余儀なくされてきたという歴史がございます。また、現在におきまして

も、正式に教育現場のほうで手話を学ぶ機会が確保されているわけではないとお聞きしております。しかしながら、障害者基本法におきましては、先ほども申したように、手話が言語であることが明確に定められました。手話はろう者の皆様にとって、自分らしく生きていくうえで必要な言語であるということ、かつ、コミュニケーションの手段であることということを、市民のみんながしっかりと認識する必要があると考えられます。

したがって、本市においても、手話が言語であることをまず明確に位置づけ、手話を普及させる条例を定めることによりまして、すべての市民が、手話が言語であることを認識し、ろう者の皆様とのコミュニケーションの手段である手話を使うことで、相互に人格と個性を尊重しながら、いわゆる共生する社会というものが実現できるものと考えます。

それに加えて、手話以外の文字の表示、点字、音声、触覚など、障害の特性でありましたり障がい者の多様なニーズに応じたコミュニケーション手段に関しましても、それらの選択と利用の機会が十分に確保される、そういう必要があるということが言えます。そのためには、障がい者のコミュニケーションを支援する者の充実というのがまずは欠かせない。支援する方というのは、手話通訳者、要約筆記者、点訳ボランティア、朗読ボランティアなど、そういった支援者の確保と育成、活動の充実のための施策が求められると考えています。

今回、検討していただきます条例につきましては、障害者差別解消法に規定されています合理的配慮の提供におけますコミュニケーション支援の分野についての総合的な指針として位置づけられると考えております。以上の考え方に基きまして、手話が言語であることを含め、障がい者のコミュニケーション手段を促進するた

めの諸施策についての考え方を、以上のように整理しまして目指すべき方向性を定めるということで、考え方を整理したものです。以上です。

○杣山会長 杣山です。

ただいまの説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。

ご意見、ご質問等がございませんので、続いて意見交換に移りたいと思います。

まずは、手話言語について、加古川ろうあ協会の水田委員から、10分程度でお話をいただきたいと思います。

それでは、水田委員、よろしくお願いします。

○水田委員 水田です。

歴史のことなのか今の現状なのか、それを含めてお話したらいいですか。

○杣山会長 杣山です。

事務局のほうはどうしていただいたらいいですか。

○事務局 事務局 植田です。

歴史的なことであつたり現状でありましたり、そういったことを含めましてご意見をいただけたらと考えておりますのでよろしくお願いします。

○水田委員 わかりました。10分間ということで難しいとは思いますが、努力させていただきます。座ったままでもかまわないでしょうか。

先ほどご説明していただいたとおり、昔、ろうあ者というのは手話はだめだというふうに言われていました。江戸時代のころから、皇族に目の見えない盲者がいたので、目の見えない盲の人たちのほうが偉くて、耳の聞こえない人たちは低いというような考え方が取られていました。コミュニケーションの方法でも勉強もきっちりとできない、情報が入ってこないということもあり、親からいろいろ教えてもらうということがありました。たとえば、食べるであったり、寝る、お風呂、そういう3つぐらいの簡単なものを身振りでする。そういうのを見ながらまねて覚えていくというのがあります。目の見えない人たちにはマッサージという仕事がありますが、耳の聞こえない私たちにとっては仕事はほとんどなくずっと差別をされてきた状態があります。いろいろあって長くなりますのでまとめたいと思いますが、京都のほうで盲啞院というのができました。ただ、今のようなきちんとした教育というのはまだまだされていないような状況で、歴史も徐々に変わってきました。(私個人の話をしますと) 昭和22年に、手話というのはまったくわからず聞こえる人の中からいきなり聞こえない人のろう学校に入学して、何か皆さんが手を動かしてしゃべっている状況を見てびっくりしたのです。普通に口でしゃべっている人を見てもわからないですが、聞こえない人が手で何かをしているのを見るとすごくわかる、楽しい、と感じました。しかし、家でそういうのをすると、すごく怒られて口できちんとしゃべりなさいと怒られたようなことがありました。言い方は悪いのですが、引きこもりのような形で、遊ぶのも一人で、一人の自分の世界を楽しんでいたというような状況がありました。

ろう学校では周りは聞こえない人ばかりで、健聴者が通う地域の中学校に転校したときには、学生が1300人の中で私だけが聞こえない者でした。私は恵まれていたのか地域の中で生まれて育ってみ

んなと仲良くできましたが、学校で生活していく中では、いじめもあって偉そうにしてとかいろんなことを言われるようになってきました。我慢せず、よく怒ってけんかもしてきました。耳が聞こえないということが何が悪いんだということですね。私も悪口を言い返すこともあったのです。けんかをする事で、こちらのこともわかってきてくれたのか、少しずつですが変わってきました。ただ、授業では先生は口でしゃべってばかりだったので、わからず本当に苦しい思いをしてきました。家でも手話はダメと言われていましたし、先生が板書していて背中を見せているときには手話をして話をしたりとか、隠れたところで手話をして友達と楽しんだりということもあります。先輩や上下関係という社会の中では聞こえない人たちの中でいろんな情報が入るようになって学ぶことができました。ろうあ運動というのでも聞こえない人の関わりの中で学んでいったのです。最初は、訳もわからず、でもそういうことなのかといろいろわかるようになりました。聞こえない人は人間としてきちんと扱われておらず、差別も受けてきましたが、自分たちも人間であるという意識を持って活動をしてきました。いじめられたりして悔しい思いもしましたが、以前に比べると、障害者基本法が改正され少しずつ変わってきました。聞こえない人たちの職も増え、聞こえない人たちの自覚が変わってきたのかなと思います。何年か前には薬剤師とか国家試験を受けても、昔は落ちていたのです。「何で落ちるのかな、おかしいな」と思っていたのです。全国ろうあ連盟という上部組織がありますが、そちらで、おかしい、もっともっと理解をしてもらわないといけない、聞こえない人でも仕事ができる、そういう差別を解消しようとする動きがでてきました。しかし、聞こえない人、見えない人は仕事ができない、資格が取れないという考えがあったのです。たとえば、医師だとか薬剤師だとか欠格条項が

あり資格を取れなかった。昔は、車の免許も条件付きでないと取れなかったのですが、生活の上で必要と活動をして、免許も取れるようになりました。そのように仲間や先輩たちから、おかしいこと、何が違うというのを教えてもらいながら力を合わせて、いろんなことを広めていっています。ただ、現在でもやはりまだまだ分厚い壁があるなという状況であります。

私自身はここ加古川市で生まれ育って、いろんな人と関わりがあるので、「ありがとう」という手話で返事をしてくれるようになった人もいます。バスの中で、運転手さんから手話で「ありがとう」としてくれたことがありました。なぜ（自分が耳が聞こえないことが）わかるのと聞くと、バスの中のミラーで見たときに手話をされている様子を見てわかったようです。そういうふうきちんと手話で返事をしてくれたりとか、飛行機に乗ったときに日本人ではなく外国の人から手話で声をかけてくれるようなことがありました。日本の手話と外国の手話は違うのですが、身振りがはっきりしているので、わかりやすく通じる部分がたくさんあるので、少しでも手話であったり身振りを出してもらえると私たちは安心して過ごすことができます。ドイツであったりフランスであったり、聞こえない者が海外に行って手話でしゃべっているのですが、外国の言葉がわからないので、お互いに身振りを覚えていってコミュニケーションができる。外国の聞こえない人なんですが、手話は違うけれどもすぐに通じ合っているところがあります。「ありがとう」という手話は、日本と外国では全然違う形になるのです。「おいしい」というのも外国では全然違う手話になります。お手洗いにしても形は違います。水を流すようなしぐさであったり、トイレトペーパーをクルクル回すしぐさであったりと違うのですが、通じる部分はたくさんあるのです。たくさん失敗する部分はあるのですが、それはそれ

で笑い話になり、お互いに聞こえない者の世界は同じなのです。日本に帰ってきてても方言、たとえば、青森ですとかそれぞれの地域によって違うのはご存知だと思います。手話も同じように日本全国どこでも一緒というわけではないのです。47年前に、ようやく「わたしたちの手話」という本が出版され、やっと全国で共通の手話ができました。一方で、加古川独自の加古川弁や大阪弁があるのと同じように、それぞれの地域で育った手話、方言があります。小さいころから母から「頑張って生きていくんだ」というようなことを言われて育ってきています。友達からいじめられて帰ってきて、お母さんに「いじめられた」と泣きついたこともあります。母は厳しかったので「泣き言言わずにやっつけておいで」と外に出されたこともあります。そこで自分で育ってきて自分で生きていくということを母は教えたかったと思います。昔は厳しい母が嫌いだったのですが、大きくなってきて、今、生きていく力となっているのは母のおかげだったと心から思っています。コミュニケーションは難しく、母も手話を許してくれませんでした。たとえば、母が「たまごを買ってきて」と私に言うのですが、間違えてたばこを買ってきたことがありました。それで母に怒られたことがあります。母はたまごを一箱買ってきてと。私は口話がわからなかったので「たまご」なのか「たばこ」なのか読み取れなかったのです。母はいつもたばこを吸っているから絶対「たばこ」と言ったと思ってたばこを買ってきたのです。結婚するまで母は手話を禁止していたのです。私が結婚するまで、ろうあ者が家に来ても「手話はだめだ」とろうの友達にも言っていたのです。だから、ろうの友達からも母は怖がられていました。私の息子が「おばあちゃん、お母さんは聞こえないねんで。手話を認めたって。」という息子からの声に「そっか」と理解してくれたのです。「おばあちゃん、お母さんの気持ち考えたって。

やってくる友達に手話を使えなかったらお母さん困ってるねんで。」ということを息子が言ってくれてそこから母が心を入れ替えて、何とか身振りで手話を覚えてくれたのです。母が亡くなった時に聞こえない人たちがたくさん来てくれたので、すごくびっくりしました。母は私がいないときに友達にお茶とかお菓子を出しながら、そこから一生懸命手話を学んでいたということを、その時初めて友達から聞きました。今まで母はそういう姿を見せなくて、私は母のそういう一面を見ていなかったもので、母に怒られたということしか記憶になく、母にしたら大変だったんだろうなと思います。母としての立場というのもあったのかと思います。

私が生きている間の夢としては、加古川市民の皆さんが少しでもいいので手話でのコミュニケーションができればと思っています。それがようやく、今、実現していくと思うと非常にうれしく思っております。ろうあ協会のみんな、聞こえない人たちが手話で会話をする、その中で、手話だけではどうしても情報が足りない部分で、いろんな人からいろんな情報が入ってくる社会を楽しみにしています。障害がそれぞれ違ってコミュニケーションができるというのは本当に簡単なことではないと思いますけど、山本委員とお話をするときでも手話通訳がないと話ができません。聞こえる人と話をしようとしたら手話通訳がないと十分なコミュニケーションができなくて歯がゆい思いをしていました。先日も植田課長さんと一緒に神戸に行きました。その時もなかなかスムーズにコミュニケーションが取れずに歯がゆい思いをされたかと思います。私だけでなく皆さんもそういう思いをされたことがあるかと思いますので、思いは少しずつ違うかもしれませんが、二人で行くときには手話通訳を連れて意思疎通ができる形で行けたらよかったと思います。お互いに道中、大変だった、苦しい思いをしたかと思います。そのあたり

はご理解いただけたかと思います。

今後、若いうちの人も大学を出るうちは増えてきています。大学を出てもやはり社会の中では厳しい状況が残っています。たとえば、会社に面接に行ったときに電話ができますかと言われるのですが、今ではファックスとかメールとかでいろんな方法があるにもかかわらず電話ができないという理由で落ちることがあります。聞こえない人の努力も必要ですけど、聞こえる側からの変革も必要だと思います。「みんなが手話で話した島」という本に書いているのは、聞こえない人がいるのは当たり前だという生活、聞こえなくても当たり前、手話で話をするのは当たり前という考え方が書いてあります。そういう本を読んで、日本はまだまだそういう状況になっていない、今後変わっていったらいいなと心から思います。コミュニケーションというのを考えていただいて、聞こえる人同士がおしゃべりしているのを、何を話しているのかなと歯がゆく思わない社会になったらと思います。

手話を覚えるのは歳は関係ないですし、いろいろ私もトラブルもありました。わかってもらうために何でも人の間に入ってくるのであつかましいと言われたこともあります。どうしても聞こえないというところで情報量が少ないので、加古川弁であつかましいと言われたこともありますし、加古川弁で汚い言葉を投げかけられたこともあります。そういう加古川弁というのがあるのも知らなかったもので、聞こえる姉に「だ」と「ぼ」という意味は何と聞いたら、加古川の言葉で「ばか」という意味だと教えてもらいました。学校では標準語を習ったことがあるのですが、加古川弁というのは習ったことがありませんでした。汚い言葉は使いたくはないですね。

私には男の子と女の子の子供がいますが、二人とも聞こえるのですけど、二人とも私としゃべるときは声は出しません。信じられな

いかかもしれませんが、「何で声を出さないの？」と聞いたら「お母さん、聞こえないでしょ。」と子供から返ってくるのです。後ろで傍聴している聞こえない人達に聞いてもらったらいいと思いますけど、お子様を持っている方々はたぶんそうおっしゃると思います。ある初老のおばあちゃんが、子供が私に声を出さずにしゃべっている状況を見て、「何でこの子は声を出さないの。聞こえないの。」と言ってきたので、「この子たちは聞こえますよ」と言ったら、びっくりされたことがありました。

私が結婚した相手は聞こえる男性でした。結婚したら手話を覚えるという約束で結婚したのですが、死ぬまで覚えてくれませんでした。また、聴覚障がい者の仲間がいるから、私はここまでがんばってこれたのだと思います。いろいろ手話を教えてくれたり、お互い助け合ってこれたのでここまでやってこれたのだと思っています。長々、ありがとうございました。

○**杣山会長** 杣山です。

水田委員、ありがとうございました。今のご発言に関しまして、質問等ございますでしょうか。

ちょっとお話を聞いていて、京都ライトハウスの話しとか、私たちの手話というのはもう40年ぐらい前ですが、ふっと今冊子を思い出したりしました。どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして、申し訳ないですが5分程度で、加古川中途失聴・難聴者協会の協本委員のほうからお願いいたします。

○**協本委員** 協本です。

ろうあ者と難聴者は違うのです。私の場合は中途失聴です。43歳の時にくも膜下出血で倒れまして、9時間の手術の後、16日間

意識がなかったのです。本当は死んでいたのです。17 日目に意識が回復して、退院してから半年で突発性難聴で両耳が聞こえなくなって、43 歳で中途失聴となり、仕事を辞めざるをえなくなったと。男で 43 歳で仕事がなくなったというのは、これほど嫌なことはない。男の場合は 20 代、30 代はまだ子どもと言われ、40 歳を過ぎてから仕事ができるかどうかという年代で、43 歳で仕事ができなくなったのが一番問題なんですね。47 歳で仕事もなくなって、家庭もうまくいかなくなって、離婚して、何もかも失くしたんです。どん底になりまして、その後、たんぽぽに出会いまして、県難協の会長に出会って、難協の存在を初めて知りました。加古川には難協がなかったのです。ろう協は 40 年ですか。難協は加古川になかったので、私が 51 歳のときに難協を作りました。今では 15 年目になります。メンバーは 13 人です。聴覚障害と言っても、イコールろうあ者なのです。ろうあ者イコール手話だと。難聴者の存在というのは今まであがっていないのです。ところが、聴覚障害の手帳を持っているのは加古川で 609 名、ろうあ者は、ろうあ協会で 43 名だったかな、ろうあ者は合わせても 100 人もいない。後の 500 人は難聴者なのです。その難聴者の存在は、今まであがってきていない。難協を作った時にメンバーに言われたのは今まで居場所がなかったと。職場でも家庭でも難聴者の存在はなかなか理解してもらえない。しゃべれるけれども聞こえない。それはすごいハンデなのです。いわゆる中途半端なのです。健聴者ではない、障がい者とはなかなか認めてもらえない。そういう人間が 10 人に 1 人いるという統計が出ています。10%だから、加古川は 26 万人ですから万単位の間があるわけです。そういうフォローが全然できていない。私は 43 歳まで健聴者だったので、障がい者の気持ちがよくわかるのです。ハンデキャップがすごい。今まで仕事ができているのにで

きなくなつて、電話もできない。娘の言うことがわからないというのは、これほど致命的なことではない。その中でずっと苦しんできている。組織を立ち上げて14年目になります。まだメンバーは13人ですけど、難聴者の存在をもっと知ってもらいたい。耳の日のつどいを8回やってますが、一般では難聴者の理解が足りないんです。要約という言葉自体みんな知らない。いつも行政に言うのですが、もっとPRしてもらいたい、それが一番の願いです。年配になれば聞こえなくなるのですが、これから高齢化すれば10人に1人どころか、10人に2人、3人になります、あと10年もすれば。そういう時に行政がどういうふうに配慮していくのかということを考えておかないといけない。もっともっと難聴者の存在、要約の存在をPRしてもらいたいというのが私の願いなのです。

私の場合は、加古川生まれの加古川育ちで、高砂市の田村元市長がおられましたね。もう亡くなりましたけど、彼は同級生でした。彼は相撲部で、私は柔道部だったけど懐かしい思い出です。とにかく、加古川で難聴者の存在を知ってもらいたいと、皆さんにお願いしたいと思います。

○ 杣山会長 杣山です。

ありがとうございました。

今の協本委員のご発言に関しまして質問等ございますでしょうか。

それでは、先に進めさせていただきます。加古川市視覚障害者福祉協会会長、山本博昭委員のほうからよろしくお願いします。

○ 山本委員 言語、手話に関して、私はなかなか深く理解していないので、これから理解させていただくことに努めますが、やはり

ゆったりとした気持ちで人の話を聞けるようになったのは最近です。視覚障がい者として、自分を表面に出したいという、若いときはそういう思いが強いので、自分をわかってもらいたい、そればかりが若いときにはあったような気がします。ようやくこの年齢になってきて、いろんな障がい者のこと、同朋のことを理解しようかというところに行きつきました。人間の成長というのは随分遅いものですね。余分なことをしゃべると時間がありませんので。

視覚障がい者とコミュニケーションについて、私は、視覚障がい者に対するコミュニケーションの変遷というのをあまりわかりませんので、とりあえず考えてみました。それを聞いてください。個人のことはあまり入っておりません。本当はもっと時間があればボランティアの皆さんのこともたくさん言いたいのですけど、それをしゃべっていたら時間が経ちますので。

障がい者のための点字新聞というのがあります。第1号が創刊されたのは、1922(大正11)年5月11日。それを期に点字が視覚障がい者の文字として広がっていきます。たくさんの本を増やすために、後藤静香という方が1940(昭和15)年にキリスト教信徒に呼びかけて、点訳奉仕者を募り、新しい点訳書を増やすことを始めました。ところが、5年後に敗戦。しかし、読書欲にかられる本間一夫という方がおられますが、本間一夫という方の情熱によって、障害者福祉法制定を期に、一気に花開き、点字の本の貸し出し数が増え続けました。すべて点訳奉仕者の点字板での手打ちから始まっております。

1965(昭和40)年頃には、点字タイプライター導入により、前後かなりあると思うのですが、私が勝手にそう思っております。だいたいその頃です。きちんと調べておりません。1965年頃から点字

タイプライターの一般的な導入により点訳のスピードが速くなりました。現在では、パソコンと点字プリンター導入により、どこでも手軽に点字の大量印刷が可能になりました。

一方、点字を読むことが困難な視覚障がい者に対して、1960年（昭和35年）頃に家庭用テープレコーダー普及により、録音図書も製作されるようになりました。さらに、1968年を皮切りにカセットテープレコーダーが出回り、現在はデージー形式の録音物に変遷しています。長時間の録音図書製作が可能になり、点字図書に近い編集録音図書になっております。そして、点訳図書も朗読図書も視覚障がい者には、現在では本当に欠かせないものになっています。

さて、それでは視覚障がい者と健常者との間に行われるコミュニケーションについて、少し考えてみたいと思います。視覚障害の社会的損失にはどのようなものがあるでしょうか。視覚障害というのは一般的に「見ること、書くこと、行動すること」に障害があると考えられています。要約すると情報のインプット、アウトプットの障害です。それを補うには、視覚障害教育の伸展と、すべての視覚障がい者に対しての日常生活の訓練が必要です。それを踏まえないかぎり、視覚障がい者のコミュニケーション障害は起こり続けます。点字は読む訓練が必要ですし、朗読データを聞くのも機械の操作訓練が必要です。拡大文字を弱視者に提供しても、それを読みこなす際の訓練、拡大読書器を使いこなすための操作訓練ですね。ロービジョンケアを含むということもあります。そして、視覚障がい者全般のパソコン操作訓練など全部含んでなければいけないということですね。健常者においても当然新しい事を行うためには、訓練は必要ですが、視覚障がい者におきましては、説明書が見えづらいあるいは見えない、図面が読みにくい、動画の提供では理解しにくいなど、挙げればたくさんのバリアーが存在します。それをこれから

どうするかが、私たち視覚障がい者の課題になります。しっかりした仕組みが必要だと考えます。

視覚障がい者のコミュニケーション障害につきましては、このような時間の制約もございますので、これからの加古川市視覚障害者福祉協会の「視覚障がい者への理解」という取組みに委ねたいと思います。こうして見ていきますと、視覚障害も大変な障害であるという事は皆様にもご理解いただけますでしょうか。

昔は、針きゅうあんまの仕事で生計を立てていましたが、なかなかそういう仕事も就きづらいという時代がきております。やはり資格優先の時代になっています。

最後になりますが、加古川市手話言語及び障がい者コミュニケーション促進条例の趣旨には賛同いたしますが、視覚障がい者の複雑な背景があることにより、加古川市視覚障害者福祉協会としましては「このように考えます」と一言で言い切れない事情があることもご理解いただきたいです。しかし、これだけは言い切れますが、視覚障がい者にとって、すべての公的情報を点字、録音、拡大文字での提供をお願いしたいと思います。加えて申しあげるならばホームページでの掲載も音声読み上げソフトで簡単に読みあげることができるテキストデータでの提供もお願いいたします。

○ 杣山会長 杣山です。

どうもありがとうございました。

山本委員のご発言に対しましてご質問等ございますでしょうか。

では先に進めさせていただきたいと思います。加古川市手をつなぐ育成会の会長澤田きみよ委員、よろしくお願いします。

○ 澤田委員 澤田です。

私は代弁者という立場でここに来させていただいております。本会の会員は、主に知的障害のある方でそのほとんどの皆さんが療育手帳を持っておられます。療育手帳を 2,000 人ぐらい持っているそのうち、私たちの会には 470 名加入しています。470 名のひとりひとりがいろんな生きづらさを抱えています。コミュニケーション一つにしてもひとりひとり違うということを心に留めておいていただきたいと思います。

軽度の知的障害の方は、今、本人部会があり、がんばってくれています。実際、その本人部会ではどんどん人数が増えています。夜の 7 時ぐらいから 9 時ぐらいまでの毎月 1 回の定例会があるのですが、はじめ 20 人ぐらいだったのが、40、50 人ぐらいに登録者が増えています。20 人、30 人が毎回自分の思いを出したいということで来られています。支援者とどこかに出かけたり、一般の方がするようなビアホールに行ったり、野球観戦に行ったり、そういう楽しみたいと、今、いろいろ話し合っています。その中のリーダー的な方は文字などの理解は、一般の知的障害の方よりできており、絆組通信という通信を出せるぐらいまでになり、みんなを引っ張っていつてくれています。毎月、絆組通信はわかりやすく、写真を入れたり、漢字も入れてルビをきちんと振ってひらがな表記にし、行事の日時はわかりやすくしています。当事者の代表として本当にリーダーだなと思う人がいます。ただ、全員がそういうわけではなくて、やはり一番大事なことは支援者が必要だということです。知的障害の場合、本当に支援者の役割が重要になってきます。（ろう者の方には）手話通訳の支援者がおられますが、支援者というと、私たち知的障害は個々の親なのです。なかなか、ガイドヘルパーとか、ボランティアとかは進んでおりません。心の思いの強い親が、夜に当番で支援しております。一番思うのは、そういう支援者を求

ランティアとか、他の方にまで理解していただいて、広げていく活動をしないといけないと強く思っております。それから、本人部会に入っておられない方でも、育成会全体の余暇活動とか、社会参加活動で親御さんとともにいろんな活動をされています。社会参加という面をどんどん伸ばしていこうと思って、親の研修も含め本人の活動を一生懸命やっています。

中度の方は、文字については、親御さんと一緒に読めたり、話せたりするのですが、ひらがな表記だけでは本人が理解できているかというとなかなか難しいです。やはり、わかりやすくかみくだいて説明してあげる支援者が必要になってきます。それもやはり親がほとんどやっております。

重度の子供さんなのですが、実は私の娘はすごく重度で、やっとこの頃言えるようになったぐらいで、学生時代は全然言葉にならなくて、しゃべれるのかなという思いをしていました。教育現場でもそういう重度の子どもさんに対しては苦勞されています。資料にありますように、マカトンサインという手話に近いようなマカトンサインを親子で覚えて、トイレは（人差し指から薬指までの）3本指で肩のところをスッスツとするとトイレを表します。こんなのを覚えられるのかなと思っていました。10歳ぐらいで覚えて、今は25歳になり、15年経ってトイレと自分で言えるようになったのです。マカトンサインというのは発語を促すサインです。言葉とともにサインを出すことによって、言葉として言えるようになる。先生方もがんばった、親子でがんばった苦勞が、今やっと、報われてきました。そういう具合に重度の知的障害の子は、本当に長い年月をかけて、遅々とした歩みですけれども、今は何とかいろんな日常生活が可能になってきております。サインとかわかりやすい表現を利用すると子どもがよく分かる。娘も支援学校の教諭をしています、娘

が使っているのは本当に直接的な写真です。子どもにわかりやすい形というのを提示することが大事だと思っていて、社会のいろんな場で活かしていけば、どの人にとってもわかりやすい社会になると思っています。

それから、コミュニケーション支援ボードというのもヒアリングの時に提示させていただきました。これは写真とかではなくて、シンボルみたいな簡単な絵なのですが、これはインターネットで調べたらすぐに出てきます。育成会の仲間によると、これを普段から使っている人でないとあまり意味がないと言われたのですが、こういういろんなものが個々によってコミュニケーションにおいて役に立つので、いろんなものをその人によって準備していただけたら本当にありがたいと思っています。特に、災害時の避難所でコミュニケーション支援ボードや写真や、わかりやすいもので障害のある人たちに伝える手段というのを用意していただけたらありがたいと思っています。今回、加古川市でもヘルプカードというものを作っていただきました。私もすぐに子どものために、こういうふうにしたら子どもはわかりやすいですというようなことを書き込みました。いろんなものが人によってが違いますので、そういう点を理解してくださる支援者が増えることと、ツールが増えることを切に願っています。

○杉山会長 杉山です。

ありがとうございました。

今の澤田委員のご発言に関しましてご質問等はいかがでしょうか。

それでは、先に進めさせていただきたいと思います。手話サークルしゅわっちの川添雅史委員のほうからよろしくお願いします。

○川添委員 手話サークルしゅわっちの代表をしております川添と申します。よろしくお願いします。

加古川には手話サークルは「しゅわっち」と「いいとも」、昼間の活動を主にしています「いいとも」と、昼間お仕事を持っていて、昼のほうに参加できないという方が主に参加している「しゅわっち」の2つのサークルがあって、私は夜のサークル「しゅわっち」の代表をしています。手話サークルでの活動で聞こえない方々と交流をしていると、すでに当事者の方々が言われてはいるんですけれども、聞こえない方といっても本当に千差万別で、聞こえの様子というのももちろん違いますし、どのくらい聞こえるのかというのも違いますし、日本語の理解ということも違えば、手話の特徴というのも違う。手話というものを知らない人、聞こえない人を知らない一般の人たちからすると、全部ひっくるめて聞こえない人と思いついて入っているというのが実際なのかなと思っています。手話サークルに入って、手話を学んで聞こえない人と交流している会員の中でも、AさんとBさんとでこんなことが違うんだということが日々あるのです。実際に支援に関わっている当事者であってもそういうことがあるわけですから、聞こえない人たちのことを身近に知らないという人たちにとっては、まったくの未知の世界で、みんなこれと思ってしまうほうが簡単なので、そういうふうに思っているというのが実際なのかなと思います。人によって違うということですから、今回のような条例を作るときでも、ある程度の標準化というのにも必要かとは思いますが、人によって千差万別で多様性があるのだということ踏まえたうえで条例を作っていくことが必要だと思いますし、聞こえない人と言っても、いわゆるろう者、難聴者、中途失聴者というのであれば、視覚障害の方、知的に障害のある方が

いますし、聴覚の障害を持って、知的の障害を併せ持っている方であるとか、聴覚と視覚の障害を併せ持っている方というのも少なからずいますので、そういう人たちに対する支援というの、聞こえないから手話を使えばいいというわけではなくて、写真であるとか、実物であるとか、当然文字も使いますし、いろんな方法を使っのコミュニケーションということになるのかなと思います。

話は飛びますけれども、私の場合で言えば20数年やってきますけれども、手話を学ぼうとする人は自分は聞こえるわけですから手話は使わなくてもいいのですよね。口でしゃべってコミュニケーションをしていれば特に不自由はないというのが今の社会なのかなと思うのですが、それでも手話を学ぼうと思われて、活動を5年、10年とされている方がたくさんいらっしゃるというのは、たとえば、身内に手話をする方がいらっしゃる、職場の中で聞こえない方がいらっしゃる、職場に来られるお客さんで聞こえない人が来られる、そういう人とコミュニケーションを取りたいという気持ちから手話を学ぶという方もいらっしゃいますし、最近であれば、テレビですとか、講演会ですとか、いろんな場面で手話通訳を見かけたり、聞こえない人を題材にしたドラマとかニュースとかドキュメンタリーとかが放送されたりしますので、そういうところから興味を持って、という方もいらっしゃいます。最近では、小学校や中学校の福祉学習等で一日手話体験というの、少し手話を勉強する、それがきっかけで手話をもっと勉強したいと思われる方もいらっしゃると思うのですが、私が手話を習い始めた20数年前と比べると、世の中で手話が見られる、認知されるといってもまったく違っていると思うのです。街中を歩いていて手話を使って話をしている人を見かけることは、以前は本当になかったと思います。今では、電車に乗っていたり、喫茶店に入っているとも聞こえ

ない人を見かけることは増えているとは思いますが、そういうふうに見かけることによって、興味を持つという人も増えるわけですし、学校での福祉学習ですとか、今回のような条例によって、加古川市の中で手話とか、手話通訳が使われる場面が増えていくということになるのかなと思います。それが聞こえない人たち、障がい者に対する理解の促進、今は偏った考えや誤解されている部分というのがかなりあるのかなと思いますが、ゼロにはならないにしてもそういった誤解が解消されていく、理解が広がっていくということが進んでいけばいいのかなと思っています。

関係団体のヒアリングをされた発言の中で、それはそういう方の意見があったということで載せているわけですからいいとは思いますが、手話サークルはあくまでもサークルですので、手話通訳をする人たちではないのです。サークル員が手話通訳を行う機会を増やさなければ、技術を持つ手話通訳者が増えないという意見が載ってはいるのですが、手話通訳は専門的な知識、技術を有するものであって、手話サークルは、手話通訳をする人ももちろん入っていますが、基本的にはボランティアの団体ですので、ボランティアの人が手話通訳をするのは違うことだと思っています。今回の条例の検討委員会の中で、市内で手話通訳をする機会が増えるということになって、手話通訳者が足りないからボランティアにしてもらおうという話になっていくのであれば、それは明らかに間違いだと思っています。手話通訳者が足りなければ、手話通訳者を増やすようにしなければならない。だから、今後してもらうために、とりあえずボランティアの人に手話通訳をしてもらうというふうな形で進められていくのには反対です。そういう傾向がありますが、それにははっきりと反対したいなと思っています。

○杣山会長 杣山です。

ありがとうございました。何か質問等ございますでしょうか。

それでは先に進めさせていただきます。加古川要約筆記たんぽぽの永井智代民委員、よろしくお願いします。

○永井委員 要約筆記たんぽぽの永井です。

要約筆記は、聴覚障害のうち、先ほど協本会長が言われましたように、原因があって途中で失聴されたり、高齢で難聴になったりされて、聞こえなくなったり、聞こえにくくなったりされた方々の耳の代わりになって、前で写っていますスクリーンに写したり、手元で書いて話の内容を伝えるのが要約筆記の活動です。ずっと20数年活動をしてきていますが、いまだに見えない障害と言われるぐらいみなさんに理解されていない部分がたくさんあります。今日は、今回の条例を制定されるにあたって、市長さんはじめ、福祉部の部長さんはじめ職員の方々の障害への気づきがあってはじめて、他の市町に先駆けて、このようなコミュニケーションの条例の検討委員会をもっていただいたりして、長年の私の思いが今日から一歩踏み出していくのかなと、今回の委員会に参加させていただいて本当にうれしく思っています。微力なのですが、ひとりひとりが甘えることなく自立できるような補助とか、コミュニケーション条例によって、みなさんが自立して前向きに生活できるような社会になればなと、微力ですが協力していきたいと思っています。よろしくお願いします。

○杣山会長 杣山です。

ありがとうございます。今の永井委員のご発言に対してご質問等ございますでしょうか。

それでは、次に進めさせていただきます。点訳グループあゆみ、点訳パソの船越福代委員、よろしくお願いします。

○船越委員 船越です。

私の所属は、「点訳あゆみ」、「点訳パソ」となっておりますが、今回は「点訳連絡会」の代表として参加しております。その立場から言いますと、今回の表題にあります手話言語条例というのには、私たち視覚障がい者に対してのボランティアの立場からは、一緒に委員として参加させていただく意味がないのではないかという意見が大半でした。お受けするときもこのお話はさせていただきました。なぜならば、私たちは視覚障がい者のボランティアです。視覚障がい者の点訳者です。点字というのは、視覚障がい者の文字です。これに関してのお話であれば喜んで参加させていただきますけれども、手話の話になると申し訳ないですが何もわかりません。そういう者が参加しても何の役にも立たないのではと言わせていただきましたが、その時の役所の担当の方は障がい者コミュニケーション手段に関して重きを置きたいので、ぜひ参加していただきたいということでした。それならばということで参加しておりますので、条例が反対とか賛成とかという以前に、私たち「点訳連絡会」は視覚障がい者の文字についてのことしかわかりませんので、それを踏まえてみなさんも、これから先、何回かあるかとは思いますが、私の意見を聞いていただきたいと思います。

○杉山会長 杉山です。

ありがとうございました。今の船越委員のご発言に対して質問等ございますでしょうか。

それでは、次に進めさせていただきます。朗読ボランティアグル

ープさざなみの橋美恵子委員、よろしくお願いします。

○橋委員 私も視覚障がい者のボランティアをしておりますので、条例の手話言語ということに関しましては、わかりかねるところがございますのでお役に立てるかわかりません。

加古川には5つの朗読グループがあり、それぞれのグループが視覚障害の方に必要であろうと思われる情報を朗読し、パソコンで作成したCDを毎月お届けしております。それに対して視覚障がい者の方からこういうふうにしてほしいというご要望を受けて、それに何とか答えられるようにと朗読ボランティアをしております。

コミュニケーションといいますと、私たちもたくさんの障害の方がいることは知っておりますけれども、直接にお会いしたり接することは少なく、実際に朗読ボランティアの立場から視覚障がい者の方とお話をしたりとか、お会いすることはありますので、その立場でないと何とも意見が申しあげられません。私たちも朗読だけではなく、機会があるごとに視覚障がいの方と交流を持って、どう接すればいいのかと、そういうことを勉強させていただいております。まず、街中で見かけたときにみなさんどうなさいますかと思うのです。すっとお声をかけて、どうやって視覚障がいの方と接することができますかと。最初、ボランティアを始めたときに、自信がなくてお声をかけられなかった自分が恥ずかしいと今になって思います。今なら「何か手助けできますか」というふうにお声をかけられると思います。ガイドヘルパーの資格を持っているわけでもありません。でも基本として、どうお声をかけて、どう接すればいいかという、そこからがまず始めではないのかなと思います。懇談会にも出席させていただきましたが、この資料の中に朗読の観点からの意見が反映されていないというのがあります。それは正直なところで

す。それと、朗読ボランティア初級講座とかも開いていただいて、朗読の後継者を育てることもいろいろしていただいています。残念ながら 20 数名受けられても、活動に残ってくださる方は数名という形に現在なっております。高齢化もしておりますので、朗読者もだんだん少なくなってくるのではないかと思います。もう少し「見えないこと」の大変さというのをわかっていただいて、その観点からも施策を見つめなおしてほしいと思いました。

○ 杣山会長 杣山です。

委員の皆様、貴重なご意見をありがとうございました。

ここまでのご発言を踏まえまして、嘉田眞典オブザーバーからご助言等をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○ 嘉田オブザーバー 嘉田です。

加古川で「手話言語」と「障がい者コミュニケーション」の 2 つの条例をとということで、手話が言語であることをきちんと含まれていることがあります。ろう学校では、昔は、手話は禁止されていきました。明治の最初の頃に手話の教育が始まっていたのですが、口話という形に変わってきまして、世界のろう教育の歴史の中で、1880 年にイタリアのミラノでミラノ会議というのがありました。ろう教育の関係者が集まったときに、手話による教育か口話による教育か、議論がされていました。その結果、口話教育でやろうということになりまして、手話が禁止されて口話中心の教育に変わってききました。日本においてもその影響を受けて、手話が禁止という状況になってきました。ろうの子どもたちは、手話での教育は大切ですがそれが難しくなってきました。それとともに、日本の社会の中で、戦前と戦後において、障がい者に対して差別、偏見を持ってい

る人が多かったので、ろうあ者の人権というのが認められない。たとえば、家庭の中でも職場でもいろんな場面で、差別を受けていじめられる、人権を奪われるという背景がありました。そういう中でも、手話は大切だということで、ろう者のコミュニティの中で、ろうあ者の団体として手話は大切だということで守られ続けてきました。今後、ろうあ者団体として、自分たちの権利を獲得していくという、そのために手話の理解を求めて、昭和40年代ぐらいからろうあ運動は始まってきました。だんだんと、ろうあ者の権利が認められるようになってきました。また、手話も徐々に市民権を得て、広がっていくようになって、手話に対する理解も広がってきました。けれども、手話が言語であるということは、市民の理解が得られなかったということです。幸いにも、国連の2006年、障害者権利条約の中で、手話が言語であるということが明文化されました。日本も批准したうえで認められてきました。障害者基本法の中に、手話が言語であるということが加えられました。手話が言語であると認められたけれども、実際に、市民のみなさんが手話が言語であるとわかっている人というのは少ないです。加古川市としては、ここに来られている委員の方、行政の方も合わせて、手話が言語であるということをきちんと認めていただくということと、手話が言語であるということを市民のみなさまにも理解を広めていくということが大切だと思っています。それと、日本語の場合は、いつでもどこでも話が通じ合う場所がある、日本語を勉強できる文化、教科書とかを使って国語という授業の中で身につけることができますけれども、手話は言語であるのに学ぶことができない。水田委員も言われたように、みなさんが手話を使ってもらえたらいいなという夢があるというお話がありましたけれども、現実はなかなか手話を学ぶ場自体も少ないということがあります。日本語と同じように手話も

言語として、「手話を獲得する、手話で学ぶ、手話を学ぶ、手話を使う、手話を守る」、そのあたりをきちんと確立していくことが大切ではないかと思います。加古川市として条例の中にきちんと取り入れていただきたい。それから、コミュニケーションの中で要約筆記とか、点字、音訳とか、障がい者が自分なりのコミュニケーション方法で、情報を取り入れてコミュニケーションできるということを、条例の中に取り入れていけたらいいと思っています。ろうあ者も十人十色でいろいろ違います。聞こえの状況もコミュニケーションの手段もいろいろ違います。同じように視覚障がいの方もそれぞれ違うと思います。一人ひとりが状況によって違うと思います。そのために、それに合ったコミュニケーションの施策を考えていくことが大切だと思います。

○ 〆山会長 〆山です。

嘉田オブザーバーありがとうございました。

嘉田オブザーバーからお話がありましたけれども、手話が言語であることを認めること、コミュニケーションツールとしては多様化が進んでいくという形ですけれども、どうやって施策に反映させていくかということをお話しいただきました。

20年ぐらい前に中京大学の教授だったのですが、手話が言語であるということを思い出したことがあります。私が、駅のプラットフォームで、間に電車が走っているのですが、ずっと離れたところで手話を使って会話ができているんですね。それを見たときに手話は言語だとすごく感じたのを、嘉田オブザーバーのお話を聞きながら思い出していました。どうもありがとうございました。

それでは、事務局のほうで事前に実施されております各団体とのヒアリング、それから今、お話を聞かせていただきました各代表者

の方々のお話といろいろなものが見えてきたかと思います。

事務局のほうで整理していただきまして、条例に盛り込んでいくことができると個人的には思っております。次回の委員会で検討したいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

8 今後のスケジュールについて

○**杣山会長** それでは、次に、スケジュールのほうに入りたいと思いますので、事務局より説明をお願いします。

○**事務局** 事務局の福原でございます。

今後のスケジュールについて、私のほうで説明させていただきます。資料5のほうをご覧ください。検討委員会による条例の検討ということでございますが、第2回検討委員会を7月中旬を予定しております。本検討委員会の意見等の整理、それから条例に盛り込むべき内容等についての意見交換を行いたいと思っております。もちろん、現在題名のほうが仮称になっておりますので、意見交換していただきまして、いろんな意見によって題名のほうも決めていきたいと思います。それから、第3回検討委員会、こちらは8月上旬を予定しております。この際には、条例素案検討ということで、この時点であらかじめ条例の形ができてくるものと思われます。第4回検討委員会、こちらは10月上旬を予定しております。この第4回につきましては、8月下旬から9月下旬までパブリックコメントということで、第3回検討委員会で検討いただいた内容を市民の皆様幅広くパブリックコメントということで意見を求めまして、その意見を踏まえた内容を修正案ということで、検討委員会で皆様にご意見いただくということにしております。条例のほうの案ができましたら、12月上旬に予定されております市議会定例会に提案を

いたしまして、条例の施行のほうは29年4月1日ということで進めてまいりたいと思います。その条例施行まで、条例の周知、啓発パンフレットの作成及び配付を行ってまいりたいと考えております。以上のほうで今後のスケジュールの説明を終わります。

○杣山会長 杣山です。

ただいまの説明について、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。

9 その他

○杣山会長 それでは、次第9のその他として、これまでの事項以外について、委員の皆様から何かございますでしょうか。

それでは、進行のほうを事務局にお戻ししたいと思います。

10 閉会

○事務局 事務局 前田です。

本日は、大変充実したご意見、また質疑応答を本当にありがとうございました。

本日いただきましたご意見等を踏まえ、第2回検討委員会の資料をまとめたいと考えております。

第2回の検討委員会は、さきほど、今後のスケジュールでご説明差しあげましたとおり、7月中旬を予定しております。具体的な日程につきましては、現在、調整をすすめているところですが、できるだけ多くの委員の皆様にご出席いただける日程とさせていただきます。

また、今回と同様に、次回の会議資料につきましても事前にお送りさせていただく予定としております。

それでは、これにて第1回（仮称）加古川市手話言語及び障がい者コミュニケーション促進条例検討委員会を閉会いたします。

検討委員の皆様には、この後、事務連絡を行いますので、この場でご待機いただきますようお願いいたします。傍聴者の皆様は退出してください。ありがとうございました。

以 上